

## 議案第37号

### 木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 提案理由

令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和8年度市民税が課されているとみなされた者について、介護保険料を減免することができるよう、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該第1号被保険者が令第38条第1項第3号（当該第1号被保険者が属する世帯の世帯主又は世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている場合は同項第5号）に掲げる者に該当するものとみなして、第1項に定める保険料率を適用する。	5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該第1号被保険者が令第38条第1項第5号に掲げる者に該当するものとみなして、第1項に定める保険料率を適用する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
6 (略)	6 (略)
附 則	附 則
<u>（令和8年度における令和7年度税制改正に係る保険料の減免の特例）</u>	

第10条 第11条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第6号）の規定により、令和8年度分の本市の市民税が課されている者とみなされた者の状況を勘案して、特に必要があると認めるときは、当該者に係る令和8年度の保険料に限り、その一部を減免することができる。

2 前項の規定による減免は、申請によらず行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第37号 木津川市介護保険条例の一部改正について	
担 当 課	高齢介護課 介護保険係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和8年度市民税が課されているとみなされた者について、減免することができるよう、所要の改正を行うもの。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R8.1.9 付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により、特例減免について通知</li> <li>・R8.1.26 開催の国の説明会等を受けて、課内で協議・検討し改正案を決定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	4 福祉
	施 策	② 高齢者福祉 オ. 利用者本位の介護保険事業の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (    年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (    年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>対象者の把握が困難なため、経費状況の分析は行っていないが、国においては、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があるとしており、令和8年度当初予算ベースでは、<math>1,519,000 \text{千円} \times 1\% = 15,190 \text{千円}</math>程度の減収が予測される。</p> <p>当該減免を受けた者については、減免後の保険料段階に基づき、低所得軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行うとされており、令和8年度限りの措置となる。</p>	